

令和 7 年度東京都教科用図書選定審議会（第 2 回）の答申について
～教科書調査研究資料及び令和 8 年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、
都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））
について～

令和 7 年 3 月 27 日開催の教育委員会の決定に基づき、「教科書調査研究資料及び令和 8 年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」について、東京都教科用図書選定審議会に諮問したところ、令和 7 年 6 月 13 日付で下記の内容の答申を得た。

記

- 1 「令和 8 ～ 9 年度使用都立小学校用教科書調査研究資料《家庭科》」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 2 「令和 8 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書））」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 3 「令和 8 年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和 8 年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 4 東京都教育委員会は、上記 1 及び 2 の資料を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対して、上記 1 の資料を十分に活用するよう指導、助言又は援助を行うこと。

資料の概要について

1 教科書調査研究資料について

(1) 令和8～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料《家庭科》

小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、調査研究を行い「教科書調査研究資料」を作成した。

ア 調査研究の対象とした教科書

文部科学省作成の「小学校用教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている文部科学省検定済教科書のうち、令和8年度から使用する小学校用の「家庭科」の教科書、1教科・1種目、2点である。

イ 調査研究の項目

小中高一貫教育の特色を踏まえつつ、学校の特色や教科等における指導の展開に対応したものとなるよう、「令和7年度都立立川国際中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」の「教育課程の特色」及び「教科等の指導の展開」を参考に、これらと関連する事項について調査研究し、その結果を一覧表にまとめた。

(2) 令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））について

特別支援学校及び小・中学校特別支援学級の児童・生徒の障害の実態及び状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材として有効かつ適切な採択が行われるよう、一般図書について新たに調査研究を行った。

ア 調査研究の対象とした教科書

令和4年度に作成した「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦があった図書

イ 調査研究の項目

○内容について

- ・どのような内容か
- ・学習指導要領の目標に照らして偏りがなく、正確で理解が容易な内容を選んでいるか

○構成上の工夫について

- ・全体の構成や各項目の配列にはどのような特徴があるか
- ・表記・表現にはどのような特徴があるか
- ・製本の仕方や耐久性等にはどのような特徴があるか

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究を行った。

2 令和8年度使用教科書採択について（教科書採択資料）

今年度東京都教育委員会が採択する必要がある教科書の種類を、（1）文部科学省検定済教科書、（2）文部科学省著作教科書、（3）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）に

区分するとともに、(1) に関しては、更に以下のとおりに分け、それぞれ採択資料を作成した。

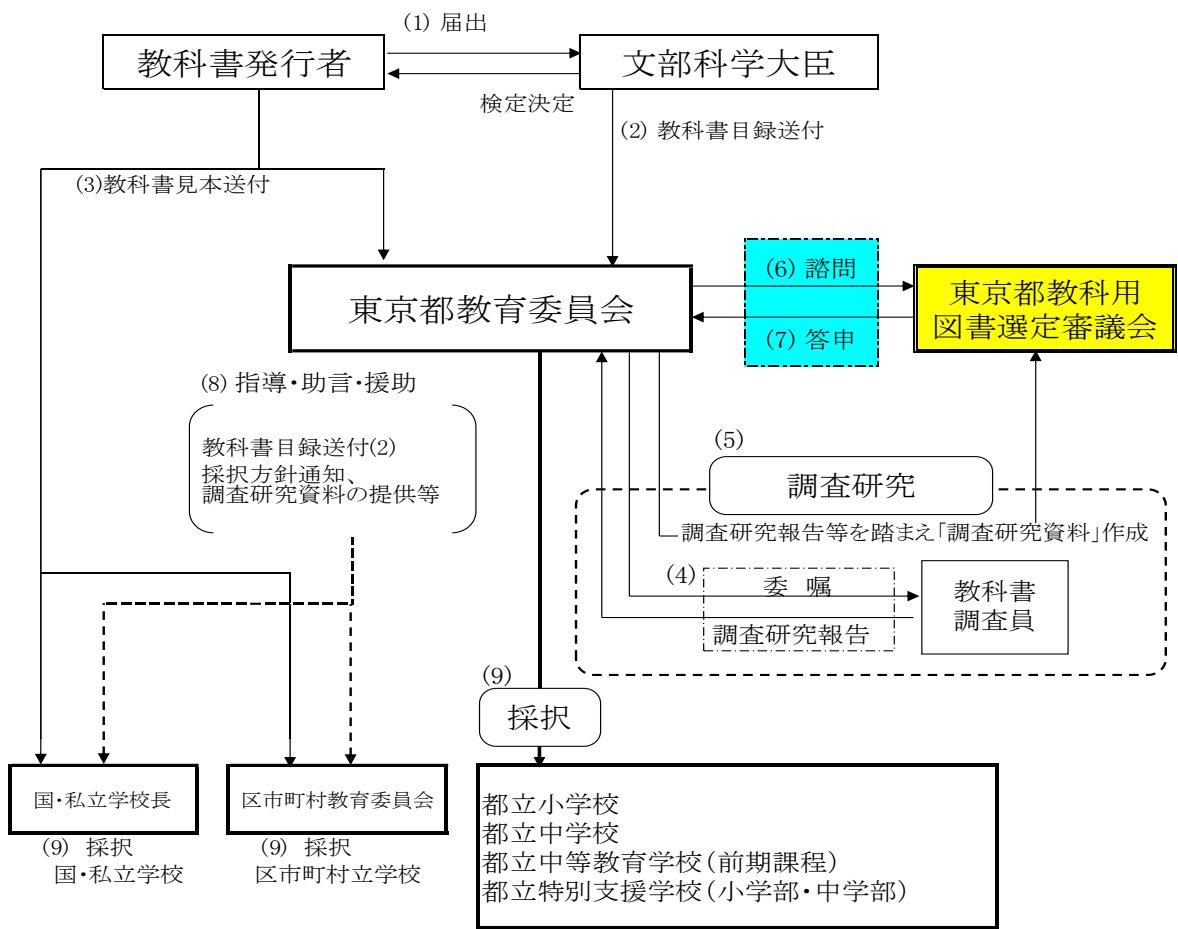
- ア 新規に採択する必要があるもの
 - ・都立小学校用教科書（家庭科）
- イ 前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるもの
 - ・都立小学校（家庭科以外）、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書
 - ・都立特別支援学校（小学部・中学部）用文部科学省検定済教科書
- ウ 採択替えが可能なもの
 - ・令和8年度において該当なし

3 資料の取扱い

今後、東京都教育委員会は、上記の教科書調査研究資料及び教科書採択資料等を基に、都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）において使用することが適当と認める教科書を採択する。

義務教育諸学校用教科書採択の概要

1 教科書の採択等の仕組み



2 令和8年度使用義務教育諸学校用教科書採択に関する日程（予定）

- 令和7年4月24日 第1回教科用図書選定審議会答申（報告）
・教科書の採択方針について
- 6月26日 第2回教科用図書選定審議会答申（報告）
・教科書調査研究資料について
・令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について
- 7月下旬 教科書の採択について（議案）

教科書の検定・採択・使用開始スケジュール

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

年度(西暦)		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校種別等											
小 学 校	検定	◎				◎				◎	
	調査研究・採択	●(●)	●				●				●
	使用開始	○(道徳)	○	○				○			
都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)	
中 学 校	検定	(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択	●(道徳)	●(●)	●	●(歴史)			●			
	使用開始		○(道徳)	○	○	○(歴史)			○		
一 般 図 書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●	
			2年度使用	3～4年度使用	追補版	5～7年度使用			8年度使用	9～11年度使用	

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

- (1) 検定は文部科学大臣が行う。採択は、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村教育委員会、国・私立学校については各学校の校長が行う。
- (2) 太線以降は、新学習指導要領(小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)及び中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
- (3) 小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。
- (4) 一般図書は毎年度採択替えを行える。表中では調査研究を実施する年度を示している。